

○内閣府令第 号
農林水産省

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の一部の施行に伴い、並びに農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第六項第十三号及び第七項第七号、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十七条の十四第一項第二号（同法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）及び第八十七条の二第二項第二号（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）並びに農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十四条第四項第十六号及び第七項第五号並びに第五十七条第二項の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和 年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

農林水産大臣 鈴木 憲和

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第一号）の

一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
(金融等デリバティブ取引) 第一条の三 法第十条第六項第十三号の類似する取引であつて主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 (略) 二 当事者が数量を定めた国際協力排出削減量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第一百七号)第二条第八項に規定する国際協力排出削減量その他これに類似するものをいう。以下同じ。)について当該当事者間で取り決めた国際協力排出削減量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引(次に掲げる取引に限る。) イ (略) ロ 国際協力排出削減量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る国際協力排出削減量を決済の終了後に保有することとならないもの 三 (略) 2・3 (略) (国際協力排出削減量の取得等) 第二条 法第十条第七項第七号の主務省令で定めるものは、国際協力排出削減量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う事業とする。	(金融等デリバティブ取引) 第一条の三 法第十条第六項第十三号の類似する取引であつて主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 (略) 二 当事者が数量を定めた算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第一百七号)第二条第七項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。)について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引(次に掲げる取引に限る。) イ (略) ロ 算定割当量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る算定割当量を決済の終了後に保有することとならないもの 三 (略) 2・3 (略) (算定割当量の取得等) 第二条 法第十条第七項第七号の主務省令で定めるものは、算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う事業とする。

(漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正)

第二条 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後	改正前
(組合又は連合会の子会社の範囲等) 第二十六条 (略) 2 (略) 3 法第十七条の十四第二項第一号及び第二号に掲げる組合についての同条第一項第二号(法第九十六条第一項において準用する場合を含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務(法第十七条の十四第二項第二号に掲げる組合にあつては、第四号の四から第四号の七までに掲げる業務に該当するものを除く。)とする。 一 十三 (略) 十三の二 国際協力排出削減量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条第八項に規定する国際協力排出削減量その他これに類似するものをいう。次号並びに次項第十七号の四及び第十七号の五において同じ。)の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務 十三の三 次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務 イ 当事者が数量を定めた国際協力排出削減量について当該当事者間で取り決めた国際協力排出削減量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引 ロ (略) 十三の四 十五 (略) 4 法第八十七条の二第二項第二号(法第百条第一項において準用する場合を含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする(組合のために行う場合を含む。) 一 十七の三 (略) 十七の四 国際協力排出削減量の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務 十七の五 次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務	(組合又は連合会の子会社の範囲等) 第二十六条 (略) 2 (略) 3 法第十七条の十四第二項第一号及び第二号に掲げる組合についての同条第一項第二号(法第九十六条第一項において準用する場合を含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務(法第十七条の十四第二項第二号に掲げる組合にあつては、第四号の四から第四号の七までに掲げる業務に該当するものを除く。)とする。 一 十三 (略) 十三の二 算定制当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第七条に規定する算定制当量その他これに類似するものをいう。次号並びに次項第十七号の四及び第十七号の五において同じ。)の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務 十三の三 次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務 イ 当事者が数量を定めた算定制当量について当該当事者間で取り決めた算定制当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引 ロ (略) 十三の四 十五 (略) 4 法第八十七条の二第二項第二号(法第百条第一項において準用する場合を含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする(組合のために行う場合を含む。) 一 十七の三 (略) 十七の四 算定制当量の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務 十七の五 次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

イ 当事者が数量を定めた<u>国際協力排出削減量</u>について当該当事者間で取り決めた<u>国際協力排出削減量</u>の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引 ロ (略) 十七の六、二十八 (略) 5 (略)	イ 当事者が数量を定めた<u>算定割当量</u>について当該当事者間で取り決めた<u>算定割当量</u>の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引 ロ (略) 十七の六、二十八 (略) 5 (略)
--	--

(農林中央金庫法施行規則の一部改正)

第三条 農林中央金庫法施行規則(平成十三年^{内閣府}農林水産省^{令第十六号})の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後	改正前
(付随業務) 第五十八条 (略) 2 5 法第五十四条第四項第十六号の類似する取引であつて主務省令で定めるものは、次に掲げる取引とする。 2 5 法第五十四条第四項第十六号の類似する取引であつて主務省令で定めるものは、次に掲げる取引とする。 一 (略) 二 当事者が数量を定めた国際協力排出削減量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第一百七号)第二条第八項に規定する国際協力排出削減量その他これに類似するものをいう。以下同じ。)について当該当事者間で取り決めた国際協力排出削減量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引(次に掲げる取引に限る。) イ (略) ロ 国際協力排出削減量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る国際協力排出削減量を決済の終了後に保有することとならないもの 三 (略) 6 10 (略) (国際協力排出削減量の取得等) 第五十八条の二 法第五十四条第七項第五号の主務省令で定めるものは、国際協力排出削減量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。 (特定取引勘定) 第六十五条 (略) 2 前項の特定取引とは、農林中央金庫が金利、通貨の価格、金融商品市場(金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。)における相場その他の指標(第五項において「指標」という。)に係る短期的な変動、市場間の格差等を	(付随業務) 第五十八条 (略) 2 5 法第五十四条第四項第十六号の類似する取引であつて主務省令で定めるものは、次に掲げる取引とする。 2 5 法第五十四条第四項第十六号の類似する取引であつて主務省令で定めるものは、次に掲げる取引とする。 一 (略) 二 当事者が数量を定めた算定制当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第一百七号)第二条第七項に規定する算定制当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。)について当該当事者間で取り決めた算定制当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引(次に掲げる取引に限る。) イ (略) ロ 算定制当量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る算定制当量を決済の終了後に保有することとならないもの 三 (略) 6 10 (略) (算定制当量の取得等) 第五十八条の二 法第五十四条第七項第五号の主務省令で定めるものは、算定制当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。 (特定取引勘定) 第六十五条 (略) 2 前項の特定取引とは、農林中央金庫が金利、通貨の価格、金融商品市場(金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。)における相場その他の指標(第五項において「指標」という。)に係る短期的な変動、市場間の格差等を

利用して利益を得る目的又は当該利益を得ようとするにより 生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デ リバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関 連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる 取引とする。 一〇十六 (略) 十七 法第五十四条第七項第五号に掲げる業務に係る国際協力排 出削減量の取得又は譲渡 十八 (略) 三 〇 五 (略)	利用して利益を得る目的又は当該利益を得ようとするにより 生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デ リバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関 連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる 取引とする。 一〇十六 (略) 十七 法第五十四条第七項第五号に掲げる業務に係る算定割当量 の取得又は譲渡 十八 (略) 三 〇 五 (略)
---	---

附 則

この命令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年一月一日）から施行する。